

〔 自 令和 〇年 4月 1日
至 令和 〇年 3月 31日 〕

令和 〇年 〇月 〇日

浜松市農業委員会会長

主たる事務所の所在地 浜松市中央区元城町 103-2
法人の名称 株式会社 浜松ファーム
代表者の氏名 代表取締役 浜松 太郎 印
担当者 浜松 花子
電話番号 053-457-2485
e-mail nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 経営面積

農地所有の有無		有 ・ 無	
経営面積 (ha)		全体	うち浜松市内
	田		
	畑	12.5	10.5
	採草放牧地		
	合計	12.5	10.5
経営農地所在自治体		磐田市	

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	馬鈴薯、大根、ネギ	農産物の加工・販売	飲食業
翌事業年度の計画	馬鈴薯、大根、ネギ	農産物の加工・販売	飲食業

(2) 売上高

年度		農業（関連事業等含む。）	左記農業に該当しない事業
実績	報告対象年度の2年前	50,000千円	20,000千円
	報告対象年度の1年前	51,000千円	20,000千円
	報告対象年度	52,000千円	20,000千円
	翌事業年度の計画	53,000千円	20,000千円

法人形態要件

法人格が下記のいずれかであること。

- ・ 農事組合法人
- ・ 株式会社（株式譲渡制限会社（公開会社でない））に限る）
- ・ 合名会社、合資会社、合同会社

■ 所有だけでなく貸借も含めたすべての経営面積を記載

■ 浜松市を除く、市外経営農地の所在自治体を記載
静岡県内は自治体名のみ、県外は都道府県＋自治体名を記載

■ 売上の50%以上占めるものを記載、ない場合は多い方から3つ記載

■ 関連事業例

- ・ 農畜産物の製造加工、貯蔵、運搬、販売
- ・ 農業生産資材の製造
- ・ 農作業の受託
- ・ 林業、共同利用施設の設置
- ・ 農村滞在余暇活動の役務提供（観光農園、農家レストラン、農家民泊など）
- ・ バイオマスエネルギーの供給
- ・ 営農型太陽光発電

事業要件

直近3カ年の農業（関連事業等含む。）の売上高が過半を占めること。

3 農地法第2条第3項第2号関係（構成員全ての状況）

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	住所又は 主たる事務所の 所在地	国籍等	在留資格又は 特別永住者	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況					農作業委託 の内容
				株主 総会	種類 株主 総会	農地等の 提供面積 (㎡)		農業への年間 従事日数		農作業委託 の内容	
						権利種類	面積	直近実績	翌年計画		
浜松 太郎	浜松市中央区元城町 103-2	日本		50	100	賃借権	5,000	240	240		
浜松 花子	同上	日本		50				200	200		
ジロウ ハマキタ	浜松市浜名区貴布祢 3000	ブラジル	永住	20				240	240		
アグリテック投資育成(株)	東京都千代田区大手町	日本									

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 300日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は 主たる事務所の 所在地	国籍等	在留資格又は 特別永住者	議決権の数	
				株主総会	種類株主総会
浜松 三郎 〇〇銀行	浜松市浜名区細江町気賀 305 浜松市〇〇区〇〇	日本 日本		30 50	

■ 種類株主総会

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合には、その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会における議決権の数を記載

	議決権の数・割合			
	株主総会		種類株主総会	
(1) 農業関係者	120	60%	100	100%
(2) 農業関係者以外の者	80	40%		%
計	200	100%	100	100%

■ (1)と(2)の議決権の数の合計とその割合を記載

（留意事項）構成員であることを証する書面として、「組合員名簿の写し」又は「株主名簿の写し」を添付してください。なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

議決権要件

総議決権または総社員の過半（51%以上）が農業関係者であること。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員（監査役は含まない。）全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等		役職	農業への年間従事日数			
		在留資格又は 特別永住者			必要な農作業への 年間従事日数			
			直近実績		翌年計画	直近実績	翌年計画	
浜松 太郎	浜松市中央区元城町 103-2	日本		代表取締役	240	240	240	200
浜松 花子	同上	日本		専務取締役	200	200	100	100
浜松 三郎	浜松市浜名区細江町気賀 305	日本		取締役	0	0	0	0
ジロウ ハマキタ	浜松市浜名区貴布祢 3000	ブラジル		取締役	240	240	240	240

(2) 重要な使用人（法人農業に重要な権限と責任を持つ従業員（農場長、農業部門の部長など））の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等		役職	農業への年間従事日数			
		在留資格又は 特別永住者			必要な農作業への 年間従事日数			
			直近実績		翌年計画	直近実績	翌年計画	

■ (1)で役員要件②を満たしていれば記載不要

役員要件

次の①と②の両方を満たすこと。

- ① 役員の過半（51%以上）が農業（関連事業含む。）に常時従事（原則年間150日以上）する構成員であること。
- ② 役員または重要な使用人のうち1人以上が原則年間60日以上農作業に従事すること。

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください(ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4(2)については、4(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。